－今号の目次－

◆ 「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府等）

―休職事由による保育の必要性の考え方が示される 1

◆ 新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」等の取扱いについて（続報）（内閣府等） 3

◆ 令和2年度第2次補正予算に対する要望活動を実施

（全社協・政策委員会） 4

**◆「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府等）**

**―休職事由による保育の必要性の考え方が示される**

令和2年5月19日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

本事務連絡では、休職事由による保育の必要性について考え方が示されました。

これは、前号にて既報の5月13日に開催された新型コロナウイルス感染拡大に関する厚生労働省と保育三団体協議会の意見交換において、企業の休業・廃業により退職を余儀なくされた保護者の求職活動が思うように進まないケースが増えており、求職活動中の保育認定を柔軟に対応すべきではないか、との本会の意見を表明しており、本会から課題として発言した内容が反映されたものです。

新たなQ&Aでは、求職活動の延長や新型コロナウイルス感染症拡大に伴って外出が困難な中で、自宅での求職活動が認められることなどが示されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞する中、職を失う保護者に対し、適切な対応をとっていただくよう、市区町村と連携し適切な取り組みをお願いいたします。

|  |
| --- |
| No.23　教育・保育給付認定等  （問）  新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、求職活動ができないケースが多く見受けられますが、求職事由による保育の必要性認定を受けている保護者について、認定の有効期間を延長できないでしょうか。  （答）  「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することが可能です。各自治体において、再認定での柔軟な対応をお願いいたします。  また、再認定の際、昨今の外出自粛要請等により自宅外での活動が困難な状況にある保護者に配慮して、活動実績等は自宅での活動も含めて判断する、保護者からの再認定の申請については郵送申請での対応とする等、柔軟な対応をお願いいたします。  参考：子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第8条第4号　及び第10号  子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び　特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）  No.24　教育・保育給付認定等  （問）  保育の必要性について、再度認定する場合、再度利用調整をする必要がありますか。  （答）  新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を理由とした求職事由による再認定や事由変更の場合において、必ずしも再認定時に再度の利用調整をしなければならないものではありません。各自治体の状況に応じ、柔軟な対応をお願いいたします。  No.25　教育・保育給付認定等  （問）  就労事由での保育の必要性の認定申請をする場合、添付書類として必要となる就労証明書に関して、押印を不要とすることが可能でしょうか。  （答）  法令上は、必要性の認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付して認定の申請をすることとなっており、添付書類について押印の要否は定められておりません。そのため、昨今の外出自粛要請等の状況を踏まえると、各市区町村の判断で、押印を不要としていただくことが望ましいと考えています。  また、市区町村におきましては、保育の必要性の認定申請等に当たって、マイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用することとし、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討してください。  （参考1）子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、第11条第2項第2号、第28条の3第2項  （参考2）マイナポータルでの申請　https://app.oss.myna.go.jp/Application/search |

内容の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 新型コロナウイルス対応に関する通知・事務連絡等

　「認定こども園・幼稚園・保育所等の利用者負担等について、幼児教育・保育の無償化について」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html>

**◆新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」等の取扱いについて（続報）（内閣府等）**

令和2年5月15日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

本事務連絡は、緊急事態宣言が解除された地域もあることから、「3号認定子どもの利用者負担額の日割り計算」「臨時休園等期間中の利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行う」ことについて、改めて示されたもので従来からの取り扱い等に変更はありません。

|  |
| --- |
| 1．特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について  新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号及び「子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件」（令和2年内閣府告示第18号）については効力を有しており、休園又は一部休園により保育の提供がなされない場合のほか、市区町村が登園自粛要請をしていることにより保育の提供がなされない場合に関しては、3号認定子どもの利用者負担額は日割り計算していただくこととなります。  登園自粛の際は、市区町村からの要請・同意によるものであることが必要です。市区町村からの登園自粛要請を行わない場合に、市区町村の要請があるように捉えうる案内等が特定教育・保育施設等からなされないよう、各市町村において各施設等への周知徹底をお願いいたします。  2．特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について  新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園等が行われる場合においては、既報のとおり、臨時休園等期間中の利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行うこととして差し支えありません（「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和2年2月27日付け事務連絡）参照）。 |

内容の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 新型コロナウイルス対応に関する通知・事務連絡等

　「認定こども園・幼稚園・保育所等の利用者負担等について、幼児教育・保育の無償化について」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html>

**◆令和2年度第2次補正予算に対する要望活動を実施**

**（全社協・政策委員会）**

令和2年5月18日、全国社会福祉協議会政策委員会は、全国保育協議会、全国保育士会を含めた種別協議会・全20団体の連名により、加藤勝信厚生労働大臣に「第2次補正予算策定に向けた緊急要望を提出しました。

本要望は、国の第2次補正予算策定の動きにあわせ、新型コロナウイルス禍によって、解雇や離職、休職等にともなう収入減により、生活困窮者の相談支援ニーズが激増していること。また、社会福祉施設・事業所においては感染防止に必要な衛生用品が不足し、感染の危険が増大するなかにあっても、支援を必要とする人びとの生活を守るため、福祉サービスを提供し続けている現状を踏まえて必要な対応を求める内容となっています。

現在、保育現場では保育士等職員が日々の感染リスクへの不安を抱えながら日々の保育を継続しています。社会福祉施設・事業所等の職員に対する特別手当等の報酬加算等の創設や実勢価格による衛生用品の購入にかかる財政措置を講じることなど、本会がこれまで主張してきた関連の要望事項についても盛り込まれています。

|  |
| --- |
| （要望項目）   1. 生活困窮者の激増に対応するために相談支援体制等の拡充を図ってください 2. 緊急小口資金特例貸付への支援強化を図ってください 3. 社会福祉施設・事業所等の職員に対する特別手当等の報酬加算等の創設および措置費の加算措置を図ってください 4. 実勢価格による衛生用品の購入にかかる財政措置を講じてください 5. 福祉サービスを継続するために必要な施設整備および設備整備にかかる財政措置を講じてください 6. 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに問題が生じる社会福祉施設・事業所に対する財政支援措置を講じてください   （1）事業継続にかかる緊急の財政支援策  （2）居宅等でのサービス提供にかかる報酬算定ルールの周知と標準化   1. 関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるよう徹底していただきたい 2. 新型コロナウイルス感染症発生時の対応として、医療機関と自治体のバックアップ体制の確立を明確にしていただきたい 3. 風評被害への対応を図っていただきたい |

詳細は、政策委員会ホームページをご参照ください。

■全国社会福祉協議会 政策委員会トップページ > 要望・提言活動 > 要望

<http://zseisaku.net/action/demand/>